

達第 5 号

中央区役所課長等専決規程（平成24年達第26号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 27 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（市民協働課長等専決事項） 第 5 条 〔略〕 2 市民活動支援・教育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 <u>〔2〕 就学事務に関すること（区長が定めるものに限る。）</u> （窓口サービス課長等専決事項） 第 6 条 窓口サービス課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(10) 略〕 (11) 就学事務に関する<u>こと（前条第 2 項第 2 号に掲げるものを除く。）</u> 〔(12)～(14) 略〕 〔 2 略〕 （保健福祉課長等専決事項） 第 7 条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(10) 略〕 (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第 5 条第 1 項並びに第 7 条第 1 項及び<u>第 2 項</u>に規定する事業に関すること	（市民協働課長等専決事項） 第 5 条 〔同左〕 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 〔新設〕 （窓口サービス課長等専決事項） 第 6 条 〔同左〕 〔(1)～(10) 同左〕 (11) 就学事務に関する<u>こと</u> 〔(12)～(14) 同左〕 〔 2 同左〕 （保健福祉課長等専決事項） 第 7 条 〔同左〕 〔(1)～(10) 同左〕 (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第 5 条第 1 項並びに第 7 条第 1 項及び<u>第 2 項各号</u>に規定する事業に関すること

[12)～(18) 略]	[12)～(18) 同左]
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(中央区役所総務課)